

令和４年第１２回農業委員会総会議事録							
開催年月日		令和４年１２月２３日（金）					
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 ９時００分		議 長	会長職務代理者 江口泰夫	
		閉 会	午前 ９時１６分		議 長	会長職務代理者 江口泰夫	
議 長	江 口 泰 夫		臨時議長			仮議長	
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員			推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名	摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一		欠席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	江 原 健 治		出席	5	神 田 潔	出席
	6	黒 須 宣 夫		出席	6	小 林 一 夫	出席
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好	出席
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清	出席
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江	出席
	10	安 藤 富司夫		出席			
	11	荒 井 肇		出席			
	12	齋 藤 美佐夫		出席			
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者	22名
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者	1名
議事参与制限 を受ける委員				会長職務代理者から の出席要請者		農政課	
事務局		事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
		主 査	塩村 孝太郎		主任専門員	岡安 秀夫	
説明員		主 査	塩村 孝太郎		主任専門員	岡安 秀夫	
		農政課	大 瀧 康正				

審議事項

- (1) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和4年第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、江口会長職務代理から御挨拶を頂戴したいと存じます。
職務代理	おはようございます。 今年もあと1週間で暮れようとしております。今年を振り返ってみますと、降雹による農産物の被害、猛暑による米の品質問題、またコロナ過の中の物価上昇などの昨今となったものでございます。我々もより一層頑張っていかなければならないものと考えております。本日は、今年最後の総会となるものでございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
局長	ありがとうございました。本日は、傍聴人の方がお見えでございます。よろしく願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員9名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、江口職務代理に議長をお願いいたします。
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第12回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に齋藤委員、小島委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について</u>	
議長	日程第1 議案第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題といたします。 本件につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、議案第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について御説明させていただきます。 市は、農用地利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされております。意見を聴取する事項としては6つございまして、一つ目が、農地のすべてを効率的に利用しているか。二つ目、周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか。三つ目、必要な農作業に常時従事する見込みであるか。四つ目、従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか。五つ目、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する

農政課	見込みであるか。六つ目、受け手希望者への農用地貸付の適否となります。 それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用配分計画（案）」及び「位置図」をご覧ください。「位置図」につきましては、埼玉県農林公社が作成した「位置図」を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。また、今回借り入れる農地は、赤色の太線で囲ってある部分でございます。 借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。 今回の借受者は、農業法人３社でございます。 はじめに、法人である☆☆☆☆株式会社です。 今回、借り受ける農地につきましては、「農用地利用配分計画（案）」のうち１番と２番になります。借受人の農業経営状況につきましては、平成２３年４月に久喜市菖蒲町内で事務所を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約１９．２ｈａで、そのほとんどが農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。 今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区及び日勝地区を中心に借受けを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に水稻を栽培し、コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしております。また、近年は、小麦の栽培にも取り組んでおります。 続きまして、法人である株式会社〇〇〇〇〇です。 今回、借り受ける農地は、「農用地利用配分計画（案）」のうち３番から１０番までとなります。借受人の農業経営状況につきましては、平成２３年１２月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約２１．９ｈａで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。 今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しておりますが、今年度から梨栽培に参入しております。今年９月３０日から中間管理機構を通して、９筆、約１ｈａを借受けております。 今回も６番～８番及び１０番はジョイント栽培用の苗や受粉樹を育てるために借受けた農地で、３番～５番及び９番は既存梨園を引き継いだものでございます。 最後に、法人である□□□□□でございます。 今回、借り受ける農地につきましては、農用地利用配分計画（案）のうち１１番となります。借受人の農業経営状況につきましては、平成３０年９月１０日に久喜市菖蒲町で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約２０．５ｈａで、約１９．６ｈａは農地中間管理機構を通じた借受けを行い残りの約０．９ｈａは通常の利用権設定により借受けを行っております。 こちらの法人は、主に水稻を栽培しており、品種については、彩のかがやき、彩のきずなを作付けしております。以上が借受人の説明でございます。
-----	---

農政課	市といたしましては、農業経営状況等から判断して、今回の借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えております。農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。 最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し「農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書」を提出します。農地中間管理機構において「農用地利用配分計画」が定められ、埼玉県に対し承認申請が行われます。埼玉県においては、農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。効力発生日は、令和5年3月1日を予定しています。 農政課からの説明は以上となります。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	賃貸料の関係ですけど、同じ果樹で、18,000 円と 15,000 円とありますが、これらはどのようなことによるもののでしょうか。
農政課	こちらの〇〇〇〇〇が借受ける梨園ですが、既存の梨園を引き継いだものについては、それだけ価値があると云うことで、18,000 円の賃借料となっております。 15,000 円につきましては、ジョイント用や受粉樹用の苗を育てるための、現在は更地となっておりますので、その部分での差が生じているものでございます。以上です。
委員	はい了解いたしました。ありがとうございました。
議長	他にございますか。
	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第31号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第31号に係る議事を終了します。
<u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。

事務局	それでは、協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は４件でございます。総会資料の４ページから５ページを御覧願います。 番号１につきましては、共同住宅敷のための転用です。番号２及び３につきましては、既存住宅敷の拡張によるものでございます。番号４につきましては、住宅敷のための転用でございます。
事務局	続きまして、協議報告事項２ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は５件でございます。総会資料の６ページを御覧願います。番号１から４につきましては、住宅敷のための転用です。番号５につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は２件でございます。総会資料の７ページを御覧願います。 番号１につきましては、令和４年１１月３日に解約があったものです。理由は、貸付地の一部を転用するためとのことでございます。番号２につきましては、令和４年１２月６日に解約があったものです。理由は、高齢により耕作が困難となったことによるものでございます。以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	続いて協議報告事項４ その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項４ その他について でございますが、農業委員会の活動記録簿について御提出いただきありがとうございました。なお、記録簿の返却については、翌月の資料配布時を予定しております。また、皆様の方で、紙の方が少なくなった方などがいらっしゃいましたら、申し付けいただければ新しい紙を用意させていただきますので、よろしくお願いします。

事務局	来月の総会の農地パトロールについて でございますが、予定といたしまして1月10日 進藤委員と大山地区推進委員、1月24日 岩上委員と日勝地区推進委員と予定しております。必要に応じて日程変更をお願いします。また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。また、この日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 最後に、来月の総会でございます。1月25日水曜日午前9時からを予定しております。議事録署名委員の齋藤委員、小島委員におかれましては来月署名をお願いします。以上です。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等がございますか。
議長	[なしと云う声あり。] ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。
	[終了午前9時11分]